

第2回盛岡市宿泊税検討委員会

日時：令和7年1月8日（水）14時

場所：盛岡市役所本庁舎別館 4階403会議室

－ 次 第 －

1 開 会

2 検討事項

(1) 盛岡市における宿泊税の制度内容について

(2) その他

3 閉 会

盛岡市宿泊税検討委員会委員名簿

目 次

(令和8年3月31日まで)

役職名	氏 名	所 属
委員長	三 好 純 矢	岩手県立大学総合政策学部 准教授

委員	石 橋 浩 幸	(公財)盛岡観光コンベンション協会 専務理事
委員	太田代 洋一郎	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 盛岡支部 支部長
委員	貝 山 高 弘	株式会社日本旅行東北盛岡支店 支店長
委員	菊 地 義 基	盛岡つなぎ温泉観光協会 副会長
委員	村 上 振一朗	盛岡ホテル協議会 幹事

(五十音順)

盛岡市における宿泊税の制度内容について

1	導入目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	課税客体、納税義務者等・・・・・・・・	4
3	徴収方法・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	税額（税率）、免税点・・・・・・・・	6
5	課税免除・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6	宿泊税の使途・・・・・・・・・・・・・・・・	14
7	特別徴収事務交付金・・・・・・・・	21
8	制度の見直し時期・・・・・・・・	23

盛岡市における宿泊税の制度内容について

1 導入目的

【素案】

(1) 導入目的

盛岡市がより魅力的な観光地となり発展していくことを目指し、観光都市としての魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流人口を増加させるための観光の振興を図る施策の実施に要する費用に充てるため

- ・（仮称）盛岡市宿泊税条例に記載される内容であることを想定

【参考：第5期盛岡市観光推進計画（案）における「基本方針と目指す姿」から】

1 基本方針（目指す姿）

ニューヨーク・タイムズ紙により世界中に発信され、認知度が高まった街と豊かな自然が共存する本市の魅力的な観光資源を磨きあげ、国内外の盛岡ファン拡大とリピーター化を推進し、世界を舞台に輝きつづける観光のまちを目指します。

世界を舞台に輝きつづける観光のまち 盛岡

2 基本施策と重点戦略

基本方針（目指す姿）と成果指標の実現に向けて、観光推進計画の柱となる基本施策を次のとおり設定します。国・県も推進する“持続可能な観光地域づくり”を基本施策に追加し、第4期観光推進計画で掲げた“観光産業の稼ぐ力”や“盛岡ファン拡大とリピーター化の推進”等の重点戦略に加え、“交流人口・関係人口の拡大”、“高付加価値旅行者の誘客促進”を新規戦略とします。また、“観光産業の「稼ぐ力」向上”、“効果的な情報発信と戦略的なプロモーション”、“広域連携による誘客活動の推進”“インバウンド誘客促進”を最重点戦略として取り組むこととします。

【参考：先行自治体の状況】

いずれの先行自治体も、目的として「都市の魅力を高める」及び「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が掲げられています。

自治体	宿泊税導入の目的
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
京都市	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活を調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費」に充てるため。
倶知安町	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「大型MICE等の集客拡大への対応」及び「観光産業や市民生活に着目した取り組み」に要する費用」に充てるため。
北九州市	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

【参考：法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準】

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（抄）

（平15・11・11 総税企第179号各道府県道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策および租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でない」と認められることをいうものである。

2 課税客体、納税義務者等

【素案】

(1) 課税客体

旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）

※第1回宿泊税検討委員会資料7ページのとおり、観光行動のうち「宿泊行為」を課税客体とすることが適していると考えられ、施設の種類のによって、宿泊者が行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から、民泊を含む市域内の宿泊を課税客体とすることが適当であると考えられます。

(2) 納税義務者 (1)の宿泊施設への宿泊者

(3) 課税標準 (1)の宿泊施設への宿泊数

【参考：先行自治体の状況】

東京都以外の全ての先行自治体が、ホテル・旅館等のほか、民泊も課税客体に含んでいます。

全ての先行自治体が、納税義務者を宿泊施設への宿泊者としています。

課税標準は北海道倶知安町を除き、宿泊施設への宿泊数としています。（倶知安町は定額ではなく定率で課税）

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税客体	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館への宿泊	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・国家戦略特別区域法に規定する認定事業および住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）
納税義務者	上記施設への宿泊者								
課税標準	上記施設への宿泊数				上記施設への1人、1部屋又は1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数			

3 徴収方法

【素案】

他都市の事例や徴収の確実性から、それぞれ次のとおり設定することが適当であると考えられます。

(1) 徴収方法 特別徴収

(2) 特別徴収義務者

- ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（旅館・ホテル等、民泊）
- ・宿泊税の徴収について便宜を有する者（全面的に経営を委託している場合など）

(3) 申告期限 毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入

【参考：先行自治体の状況】

全ての先行自治体が、宿泊事業者等の特別徴収義務者が、宿泊者から徴収し自治体へ納付する「特別徴収」の方法をとっています。

申告期限についても、全ての先行自治体が毎月末日までに前月分を納入することとしています。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税客体	・ <u>旅館業法</u> の許可を受けたホテル、旅館への宿泊	・ <u>旅館業法</u> の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・ <u>国家戦略特別区域法</u> に規定する認定事業および <u>住宅宿泊事業法</u> に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・ <u>旅館業法</u> に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・ <u>住宅宿泊事業法</u> に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・ <u>旅館業法</u> に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・ <u>住宅宿泊事業法</u> に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・ <u>旅館業法</u> に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・ <u>住宅宿泊事業法</u> に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・ <u>旅館業法</u> の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・ <u>国家戦略特別区域法</u> に規定する認定事業および <u>住宅宿泊事業法</u> に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・ <u>旅館業法</u> に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・ <u>住宅宿泊事業法</u> に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・ <u>旅館業法</u> の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・ <u>国家戦略特別区域法</u> に規定する認定事業および <u>住宅宿泊事業法</u> に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）	・ <u>旅館業法</u> に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊・ <u>住宅宿泊事業法</u> に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊（民泊）
納税義務者	上記施設への宿泊者								
課税標準	上記施設への宿泊数				上記施設への1人、1部屋又は1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数			

4 税額（税率）、免税点

税率（税額）については、倶知安町以外の自治体は定額で設定しています。

定額で設定している自治体でも、一律定額としている自治体と、宿泊料金に応じて段階的に税額を設定している自治体があります。

東京都、大阪府及び金沢市は、一定以下の宿泊料金に課税しない免税点を設けています。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年 1 月	平成30年10月	平成31年 4 月	令和元年11月	令和 2 年 4 月	令和 2 年 4 月	令和 2 年 4 月	令和 5 年 4 月
税額 (税率)	1人1泊について、 宿泊料金が ^が	1人1泊について、 宿泊料金が ^が	1人1泊について、 宿泊料金が ^が	1人1泊について、 宿泊料金が ^が	1人1泊または1部屋 1泊または1棟1泊の	1人1泊について、	1人1泊について、 宿泊料金が ^が	1人1泊について、	1人1泊について、 宿泊料金が ^が
	①1万円以上1万5千 円未満：100円 ②1万5千円以上： 200円	①7千円以上1万5千 円未満：100円 ②1万5千円以上2万 円未満：200円 ③2万円以上：300 円	①2万円未満：200 円 ②2万円以上5万円 未満：500円 ③5万円以上： 1,000円	①2万円未満：200 円 ②2万円以上：500 円	宿泊料金の 2 %	200円 ※福岡市、北九州 市内の宿泊施設 は50円 ※その他、新たに 宿泊税を県内市町 村が課す場合、100 円	①2万円未満：200 円 ②2万円以上：500 円 (いずれも、うち 県税50円)	200円（うち県税50 円）	①1万円未満：100 円 ②1万円以上2万円 未満：200円 ③2万円以上：500 円
免税点	1万円	7千円	なし	5千円	なし	なし	なし	なし	なし
5千円未満	非課税	非課税	200円	非課税	※5千円の場合100 円	200円	200円	200円	100円
5千円以上 7千円未満				200円	※5千円の場合100 円				
7千円以上 1万円未満		※7千円の場合140 円							
1万円以上 1万5千円未満	100円	※1万円の場合200 円			200円				
1万5千円以上 2万円未満	200円	※1万5千円の場合 300円							
2万円以上 5万円未満	200円	300円	500円	500円	※2万の場合400円		500円		500円
5万円以上			1,000円		※5万円の場合 1,000円				

【検討】

(1) 税額（税率）

税額（税率）については税収額に大きく影響することから、納税者の負担感や今後必要となる観光施策の事業規模等も含めて検討する必要があります。

なお、定額制と定率制に分けて特徴や、主に宿泊者や宿泊事業者のメリット・デメリットを整理すると、下表の理由等が考えられます。

項目	①一律定額制	②段階的定額制	③定率制
税額	宿泊料金によらず一定の額	宿泊料金の区分に応じた一定の額	宿泊料金に対する一定の割合
特徴	・ 税収が宿泊料金の変動に左右されない	・ 定率制と比べれば税収が宿泊料金の変動に左右されにくい ・ <u>宿泊毎に食事代等を除いた1人当たり素泊まり料金の算出</u> が必要となり算出額を税額区分に当てはめる必要がある	・ 宿泊料金の変動が税収にダイレクトに反映される ・ <u>宿泊毎に食事代等を除いた1人当たり素泊まり料金の算出及び税額計算</u> が必要となる
採用する主な理由	宿泊者は宿泊料金にかかわらず、一定程度の行政サービスを楽しんでいるため		宿泊料金の支払い能力により担税力（税を負担する力）を判断し、支払い能力に応じて課税するため
メリット	・ 税収が宿泊料金の変動に左右されないため、 <u>税収額を見込みやすい</u> ・ 段階的定額制や定率制に比べて、 <u>宿泊者にとって税額がシンプルで分かりやすい</u> ・ 宿泊事業者において素泊まり料金を明確に算定することなく対応することができ、事務的負担が最も少ない	・ 一律定額制に比べると、宿泊料金に応じて宿泊者が感じる税の負担感の公平性がある	・ 繁忙期や閑散期の料金設定、観光需要回復による宿泊料金上昇などの価格変化への応答性がある ・ 宿泊者が感じる料金に応じた税の負担感の公平性がある
デメリット	・ 宿泊料金による税率の差が無いため、定率制と比べると、低価格帯は負担感が重く高価格帯は軽くなる	・ 宿泊料金による税率の差が小さいため、定率制と比べると、低価格帯は負担感が重く高価格帯は軽くなる ・ 宿泊者がどの税額区分に分類されるかで <u>支払い時のトラブルが生じる可能性がある</u> ・ 一律定額制に比べると <u>税収額を見込みにくい</u> ・ 宿泊毎に食事代等を除いた1人当たり素泊まり料金の算出及び税額区分当てはめが必要となり、 <u>宿泊事業者の事務負担が増大する</u> ・ <u>税率の境界層付近の宿泊料金の設定に影響を及ぼす可能性がある</u>	・ 宿泊料金の変動が税収にダイレクトに反映されるため、 <u>税収額を見込みにくい</u> ・ 宿泊者の税率の基となる素泊まり料金分の算出にあたり、支払い時のトラブルが生じる可能性がある ・ 宿泊毎に食事代等を除いた1人当たり素泊まり料金の算出及び税額計算が必要となり、 <u>宿泊事業者の事務負担が増大する</u>

(2) 免税点

一定の宿泊料金に満たない場合に課税を行わない免税点を設けることについて、それぞれのメリットとデメリットを整理すると、下表の理由が考えられます。

項目	免税点を設ける場合	免税点を設けない場合（宿泊料金に関わらず課税する場合）
メリット	・低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担軽減となり、低価格帯の宿泊施設に係る宿泊者減少の懸念が少なくなる	・制度が簡素であるため、宿泊者及び宿泊事業者がわかりやすい ・免税点を設ける場合に比べ宿泊事業者の事務負担が少ない ・一律の課税となるため、公平性がある
デメリット	・制度が複雑化し、免税点を巡っての宿泊者とのトラブルの懸念がある ・宿泊事業者の事務的負担が増大する ・免税点付近の宿泊料金の設定に影響を及ぼす可能性がある ・宿泊者が享受する行政サービスは同様であり、不公平感が生じる	・低価格帯の宿泊施設への宿泊者の負担感の増加につながる懸念がある

※1 第1回宿泊税検討委員会での意見

- ア 免税点や課税免除事項についてであるが、免税点を設けたり、税額を段階的な設定にする、あるいは修学旅行生などを課税免除対象とする場合には、宿泊事業者の現場に大きな負担が生じる
- イ 免税点を設けた場合は、割引後やクーポン適応後の金額に対して課税するのかなどの検討も必要と思われる
- ウ できれば一定額未満には課税しないという免税点は無しにして欲しい。免税点を設けた場合、そのラインにもよるが、恐らく宿泊単価を安くする事業者が多く出てくるのではないかとと思われる。例えば免税点を6,000円に設定すると、宿泊単価を5,999円に設定するというようなことが出てくると思われる

※2 宿泊事業者説明会での意見交換

- ア どのように施策を増やしたいか、それにいくらかかるのか、という議論が前提にあって、それを割り返して税額が出てくるという流れだと思う
- イ 宿泊税の免税対象や税額が宿泊料金によって異なったり、免税対象者が異なったりすると、それを仕分けて処理しなければならないフロントスタッフの負担が増大してしまうので、税額や非課税事項などはできる限りシンプルな制度設計を望む

※3 先行自治体における状況・課題

ア 北海道倶知安町

③定率制を採用したのは、コンドミニアムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設が多いといった地域の特殊性と比較的高単価な宿泊施設が多く、税収額を確保する面で有効と判断したためである。

イ 長崎県長崎市

②段階的定額制（1万円未満：100円、1万円～2万円未満：200円、2万円以上：500円）を採用し、導入前は100円区分と200円区分の税収がおおよそ半々で見込んでいたが、スタートしてみると100円区分の宿泊の方が圧倒的に多かった。そのため、宿泊者数は導入前の見込みを上回ったものの、税収は見込みの3億円程度より6千万円程少なく、実施したい事業規模に比べ足りない状況となった。段階設定の境界である1万円付近の宿泊料金について調整を行った宿泊事業者がいたとも聞いているとのこと。

【参考】

令和5年市内宿泊施設延べ宿泊者数 およそ128万人泊

※市内宿泊事業者（民泊等を除く）からの報告のあった施設への宿泊者数であり、報告は義務ではないため一部計上されていない宿泊者数もあります。

宿泊者数調査により稼働率を算出するなどして推計している宿泊観光客数（第1回盛岡市宿泊税検討委員会資料2ページ）とは異なります。

5 課税免除

京都市、俱知安町、長崎市は、修学旅行などの学校行事への参加者および引率者等について、課税免除としています。

全ての先行自治体において「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」を課税免除としています。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税免除対象			・修学旅行その他 学校行事への参加 者および引率者		・修学旅行その他 学校行事への参加 者および引率者 ・俱知安町で職場 体験を行う中学 校、高校、大学、 高専学 校、専修学校の生 徒又は学生				・修学旅行などの 宿泊を伴う学校行 事への参加者およ び引率者 ・部活動または地 域のクラブチーム として、宿泊を伴 うスポーツ大会・ 文化大会に参加す る者および引率者
	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊								

【検討】

(1) 課税免除

修学旅行生などに課税免除事項を設けることについて、それぞれのメリットとデメリットを整理すると、下表の理由が考えられます。

項目	課税免除事項を設ける場合	課税免除事項を設けない場合（全ての宿泊者に対して課税する場合）
メリット	・課税免除事項に該当する宿泊者の負担感がなくなる	・課税免除事項を設ける場合に比べ宿泊事業者の事務負担が少ない ・一律の課税となるため、公平性がある
デメリット	・宿泊者毎に免税対象者であるかどうかの判断が必要となり、免税対象への該当の有無を巡っての宿泊者とのトラブルの懸念がある ・必要に応じて課税免除の申請書を記入するなど、宿泊事業者の事務的負担が増大する ・宿泊者が享受する行政サービスは同様であり、不公平感が生じる	・課税免除事項に該当する宿泊者の負担感の増加につながる懸念がある

※1 第1回宿泊税検討委員会での意見

- ア 免税点や課税免除事項についてであるが、免税点を設けたり、税額を段階的な設定にする、あるいは修学旅行生などを課税免除対象とする場合には、宿泊事業者の現場に大きな負担が生じる。免税客体であるかどうかを巡ってフロントでトラブルになったりするケースもあるかもしれない。宿泊者が免税許可証みたいなものを持っていれば分かりやすいかもしれないが、いずれにしても、例外を設けるということは現場の人間からすれば判断に苦しむ可能性がある。修学旅行などの免税に関しても後から判明したケースはどうなるのかなどの懸念もあり得る
- イ 既に入湯税を導入している温泉地においては、入湯税の非課税事項もあり、できれば宿泊税も入湯税の非課税事項と同じように取り扱えると事務負担は軽くなる

※2 宿泊事業者説明会での意見交換

- ア 盛岡市の入湯税は一人 150 円徴収しており、12 歳未満と修学旅行生及びその引率者は免税となっている。そこに宿泊税が加わった場合、宿泊税の免税対象や税額が宿泊料金によって異なったり、免税対象者が異なったりすると、それを仕分けて処理しなければならないフロントスタッフの負担が増大してしまうので、税額や非課税事項などはできる限りシンプルな制度設計を望む

※3 先行自治体における状況・課題

ア 長崎県長崎市

スポーツ・文化大会への参加者を課税免除としているのは、長崎独自であり「長崎は離島が多く、県大会レベルでも宿泊が必要な学校に配慮して欲しい」という意見を反映したものである。その他に、病院の付き添いなども課税免除にして欲しいという意見もあったが、税負担の公平性の観点から、課税免除対象は限定的に整理したものである。実際には病院付き添いなどを課税免除にしてしまうと、該当者かどうかの現場での判別が難しいだろう

イ 福岡県福岡市

検討段階では修学旅行生などを課税免除とする案もあったが、「税負担の公平性」「徴収する宿泊事業者の負担軽減」の観点から、課税免除対象は設けなかった。福岡市では修学旅行生からも 200 円の宿泊税を徴収した上で、宿泊税事業として修学旅行生 1 人あたり 500 円補助を行っている。シンプルに徴収した上で、施策で還元するという考え方である。

【参考】

令和 5 年教育旅行宿泊者数 6,341 人

【参考：入湯税の状況】

①先行自治体の状況

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
宿泊税の課税免除対象			・修学旅行その他学校行事への参加者および引率者		・修学旅行その他学校行事への参加者および引率者 ・倶知安町で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生				・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事への参加者および引率者 ・部活動または地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する者および引率者
	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊								
入湯税の額	150円	150円	宿泊150円 日帰り100円	宿泊150円 日帰り100円	宿泊150円 日帰り70円	—	50円※宿泊税導入に伴い入湯税を150円から50円へ減額	宿泊150円 日帰り100円	宿泊150円 日帰り30円
入湯税の課税免除対象	※中央区の例 ・12歳未満の方 ・共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方 ・もっぱら日帰りの客の利用に供される施設に1,200円以下の利用料金で入湯する方	※大阪市の例 ・小学生以下の方 ・共同浴場、一般公衆浴場（銭湯）を利用する方 ・1,500円以下の料金で利用する方（宿泊を除く） ・学校等（大学を除く）が実施する修学旅行その他の行事に参加している学生等及び引率者の方 ・医療提供施設、社会福祉事業の用に供する施設において利用する方	・小学生以下の方 ・共同浴場又はいわゆる銭湯に入湯する方 ・利用料金が1,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以下である施設に日帰りで入湯する方 ・学校（大学を除く）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加している方及びその引率の方 ・医療提供施設において入湯する方	・小学生以下の方 ・共同浴場又はいわゆる銭湯に入湯する方 ・利用料金が1,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以下である施設に日帰りで入湯する方 ・学校（大学を除く）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加している方及びその引率の方 ・医療提供施設において入湯する方	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯者（例：修学旅行）	—	・12歳未満の方 ・市内に居住する65歳以上の方 ・市内に居住する障がい者の方（一定要件あり） ・修学旅行の児童・生徒	・12歳未満の者が入湯する場合 ・共同浴場や一般公衆浴場に入湯する場合 ・日帰り施設に1,000円未満の利用料金で入湯する場合 ・修学旅行等の学校行事で入湯する場合	・年齢が12歳未満 ・市内在住の65歳以上 ・市内在住で、身体障害者手帳等の交付を受けている方 ・原爆症の認定を受けている方 ・学校が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している方（小・中学生、高校生に限る） ・共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方 ・災害の被害者等

②盛岡市の状況

ア 目的

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税

イ 税率

(ア) 宿泊施設 宿泊客 1人1日につき 150 円、日帰り客 1人1日につき 75 円

(イ) 自炊用の宿泊施設

食事の提供を受けた宿泊客 1人1日につき 150 円、 上記以外の宿泊客 1人1日につき 75 円

日帰り客 1人1日につき 35 円

(ウ) その他の施設 1人1日につき 35 円

ウ 課税免除

(ア) 乳児、幼児及び小学校の児童

(イ) 修学旅行及び団体による競技等のための大学、高等学校、中学校の学生及び生徒並びにこれらの統導者並びに小学校の児童の修学旅行及び団体による競技等のための統導者

(ウ) 一般公衆浴場及び共同浴場に入湯する者

(エ) その他市長が特に必要と認める者

エ 入湯税の使途状況（令和5年度）

消防施設等の整備	42,603 千円
観光振興（観光施設の整備を除く）	11,844 千円
計	54,447 千円

6 宿泊税の使途

【検討】

宿泊税導入のねらいは、宿泊税を財源とした観光施策を展開し、盛岡市がより選ばれる観光地域となることで、宿泊客を増加させ、宿泊税の増収から、さらなる観光施策の展開に繋げる好循環を生み出し、訪問客へ還元するとともに地域経済を活性化させることであることから、導入目的につながる効果的な事業内容について検討する必要があります。

現在盛岡市では、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第5期盛岡市観光推進計画を策定中であり、目指す姿である「世界を舞台に輝きつづける観光のまち 盛岡」の実現に向けた、具体的な観光施策である54項目のアクションプランを検討しています。

第5期盛岡市観光推進計画は、本市における年間観光客入込数や年間外国人宿泊観光客数等の推移を踏まえ、コロナ期を含む第4期盛岡市観光推進計画の取組を総括した上で、盛岡市観光のSWOT分析により、盛岡市の観光における内部環境である「弱み」と「強み」、外部環境である「機会」と「脅威」について課題整理しながら、目指す姿及び成果指標を実現するための柱となる基本施策（4項目）、重点戦略（12項目）及び具体的な施策であるアクションプラン（54項目）について策定したものです。

なお、具体的な観光施策であるアクションプランは、観光推進に資すると考えられる事業について全庁各課等へ照会し、本委員会の親委員会である盛岡市観光審議会や、盛岡市観光審議会の小委員会である盛岡市観光推進計画企画委員会での複数回に渡る議論を踏まえ、関係部課長等による庁内会議や盛岡市議会全員協議会、パブリックコメント等を経て、策定を目指しているものです。

アクションプランに掲げる事業のほか、次の事業も併せて検討をします。

- ・宿泊税導入に伴う宿泊事業者への補助
- ・スマートチェックイン導入等の宿泊施設の経営支援
- ・緊急時の対応等として、基金の設置
- ・観光施設整備 ほか

【参考：第5期盛岡市観光推進計画案の概要】

1 基本方針（目指す姿）

『世界を舞台に輝きつづける観光のまち 盛岡』

ニューヨーク・タイムズ紙により世界中に発信され、認知度が高まった街と豊かな自然が共存する本市の魅力的な観光資源を磨きあげ、国内外の盛岡ファン拡大とリピーター化を推進し、世界を舞台に輝きつづける観光のまちを目指す。

2 計画の目標

☆新規

指標	目指す方向	令和5年（基準値）	令和11年（目標値）
年間観光客入込数	↑	430.1万人回	550万人回
年間宿泊観光客数	↑	107.3万人泊	130万人泊
年間外国人宿泊観光客数	↑	6.5万人泊	15万人泊
☆観光消費額調査	↑	※	※

※観光消費額単価は、令和6年度時点では調査体制が整っていないため、令和7年度以降に数値を把握する体制を整備する。

3 基本施策と重点戦略

①持続可能な観光地域づくり【新規】

観光DXを推進し、旅行者の利便性向上及び周遊促進を図るほか、観光産業の「稼ぐ力」を向上させ、持続的に稼ぐ地域となるための取組を推進する。また、自然・文化をはじめとした観光資源等の保全や観光客のマナー啓発など、観光と生活環境との調和を図る。

- ・観光産業の「稼ぐ力」向上（最重点戦略）
- ・交流人口・関係人口の拡大【新規】
- ・観光人材の育成・確保

②選ばれる観光地域づくり

本市がより魅力ある観光地となり、選ばれる観光地域となるため、効果的なPRや戦略的なプロモーションにより、盛岡ファンの拡大とリピーター化を推進する。

- ・効果的な情報発信と戦略的なプロモーション（最重点戦略）
- ・盛岡ファン拡大とリピーター化の推進
- ・まちなか観光の推進

③広域観光の推進

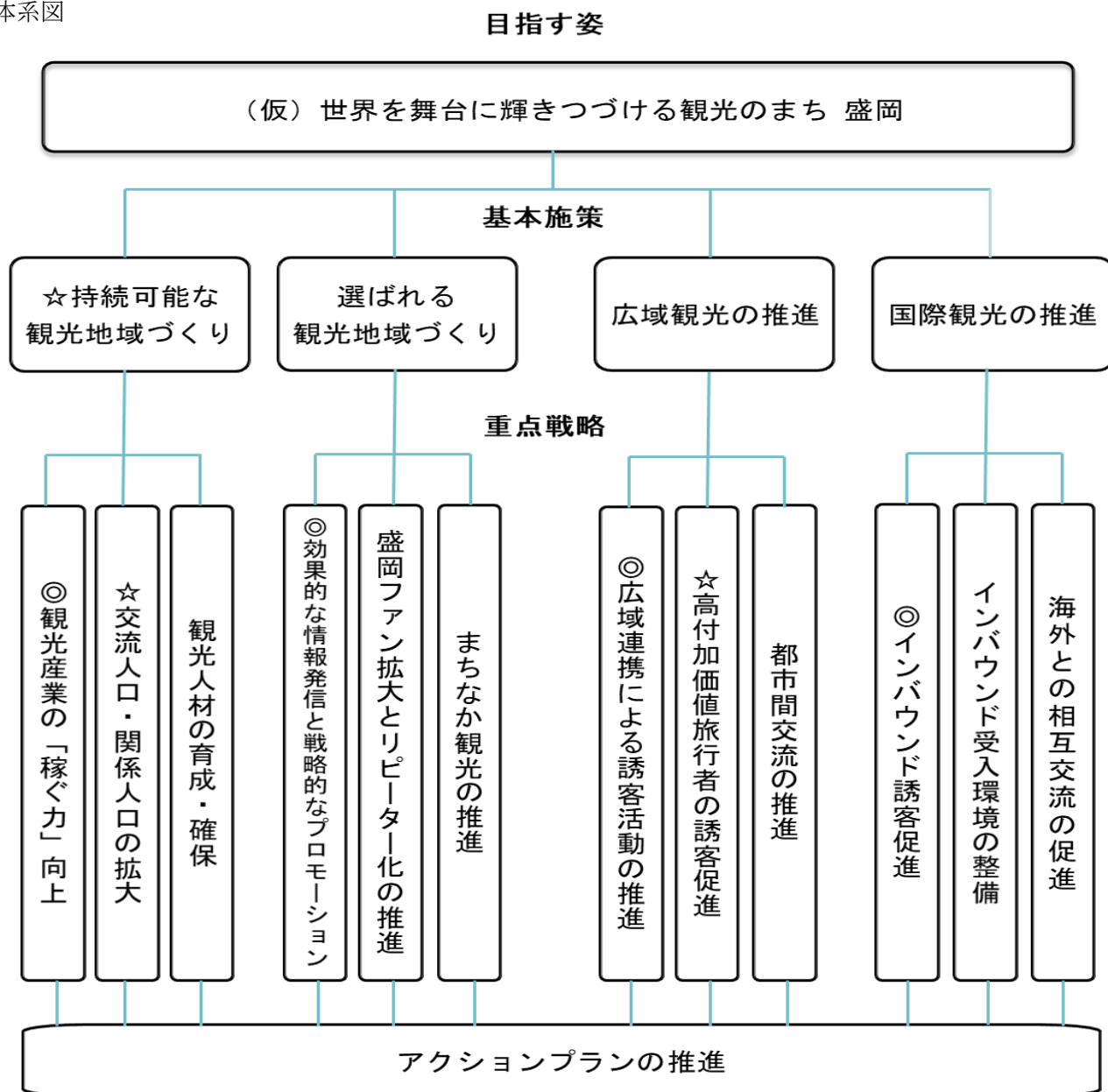
北東北の交通結節点であるという地理的特性を活かし、広域エリア内での連携により観光資源を相互に結びつけ、効果的な誘客・周遊促進を推進する。

- ・広域連携による誘客活動の推進（最重点戦略）
- ・高付加価値旅行者の誘客促進【新規】
- ・都市間交流の促進

④国際観光の推進

ニューヨーク・タイムズ紙効果を契機に外国人観光客が増加していることから、誘客の促進に向けた効果的な海外プロモーションの展開や受入環境整備を推進する。

- ・広域連携による誘客活動の推進（最重点戦略）
- ・高付加価値旅行者の誘客促進【新規】
- ・都市間交流の促進



☆新規 ◎最重点戦略

5 アクションプラン一覧

1 持続可能な観光地域づくり【新規】	
ア 観光産業の「稼ぐ力」向上（最重点戦略）	
1	◎ 観光DXの推進
2	◎ 観光関連施設有料化への取組
3	◎ 観光産業の事業発掘
4	◎ タウンマネージメント機関の活動支援
5	◎ 文化財の保存・活用の推進
6	○ MICE誘致の推進
7	○ 行事・イベントを活用した宿泊客誘致
8	□ 盛岡三大麺の普及促進
イ 交流人口・関係人口の拡大【新規】	
9	◎ 地域の観光業者や地元住民との連携事業の拡大
10	◎ スポーツ合宿の誘致
11	◎ 盛岡という星でBASE STATIONの運営、活用
12	◎ 若者を惹きつける情報発信
13	◎ 関係人口登録システムの運用、活用
14	◎ まちなかウォーカブル推進
15	○ スポーツツーリズムの推進
16	○ 岩洞湖を活用した観光振興
17	□ ウォーキングを活用した歴史的情緒あふれるまち並みの回遊性向上
ウ 観光人材の育成・確保	
18	◎ インバウンド観光人材の育成
19	◎ 地域固有の観光資源等の知識の普及促進
—	— 観光産業の事業発掘【再掲】
20	○ 観光人材の育成推進
2 選ばれる観光地域づくり	
ア 効果的な情報発信と戦略的なプロモーション（最重点戦略）	
—	— 観光DXの推進【再掲】
21	◎ 効果的な観光プロモーションの実施
22	◎ ロケツーリズムによる誘客促進
23	◎ 冬季観光コンテンツの効果的な情報発信
24	○ 新たなエリアへの積極的なプロモーションの展開
25	○ 物産展を活用した誘客促進
—	— MICE誘致の推進【再掲】
26	□ 祭りを活用したファンづくり
27	□ シティプロモーションの推進
イ 盛岡ファン拡大とリピーター化推進	
28	◎ 観光バス受入環境の整備
—	— 文化財の保存活用の推進【再掲】
29	○ 盛岡さんさ踊りの通年体験化
30	○ 教育旅行の増客に向けた誘致推進
31	○ 玉山地域らしさ溢れる魅力づくり
—	— 祭りを活用したファンづくり【再掲】
32	□ もりおかの食と農のバリューアップ推進
33	□ 史跡盛岡城跡・盛岡城跡公園の活用
34	□ 盛岡市動物公園を活用した観光振興
ウ まちなか観光の推進	
35	◎ 誰もが分かりやすい観光案内の実現
36	◎ 商店街の活性化支援
—	— まちなかウォーカブル推進【再掲】
37	○ 盛岡City Wi-Fiの拡充
—	— 史跡盛岡城跡・盛岡城跡公園の活用【再掲】
38	□ 盛岡地区かわまちづくり
39	□ 歩いて楽しむ道づくりの推進（歩道の融雪、電線地中化、歩行者の安全対策）

◎：新規（27）、○：拡充（13）、□：継続

3 広域観光の推進	
ア 広域連携による誘客活動の推進（最重点戦略）	
40	◎ 盛岡広域連携スポーツツーリズムの推進
—	— スポーツ合宿の誘致【再掲】
41	◎ 冬季広域観光の振興
42	◎ 盛岡手づくり村・盛岡つなぎ温泉・小岩井農場 一体となった観光振興
43	○ 広域観光推進の強化
イ 高付加価値旅行者の誘客促進【新規】	
44	◎ 高付加価値旅行商品の造成支援
45	◎ 大型クルーズ船乗船客の積極的な誘致
46	□ 盛岡手づくり村を活用した観光振興
ウ 都市間交流の推進	
47	◎ 友好都市との観光連携の強化
48	□ 東北六市連携、東日本連携などの枠組みを活用した取組の推進
49	□ グリーン・ツーリズムの推進
50	□ 友好都市との交流
4 国際観光の推進	
ア インバウンド誘客促進（最重点戦略）	
51	◎ 盛岡の魅力の積極的な海外発信
—	— 高付加価値旅行商品の造成支援【再掲】
—	— 大型クルーズ船乗船客の積極的な誘致【再掲】
52	○ 海外旅行博などの大規模イベントを活用したプロモーションの展開
—	— 盛岡手づくり村を活用した観光振興【再掲】
イ インバウンド受入環境の整備	
53	◎ 外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出
—	— 誰もが分かりやすい観光案内の実現【再掲】
—	— インバウンド観光人材の育成【再掲】
—	— 盛岡City Wi-Fiの拡充【再掲】
ウ 海外との相互交流の促進	
54	□ 姉妹都市・友好都市との交流

【参考】

先行自治体における宿泊税を財源とした主な観光振興の取組は次のとおりです。

施策項目	事業例	盛岡市アクション プラン関連項目	自治体
受入環境の整備・充実	・観光案内機能の充実 ・タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業 ・Wi-Fi 利用環境整備事業	35 37	東京都
	・Free Wi-Fi 設置促進 ・宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業事業費補助 ・トラベルサービスセンター運営負担 ・外国人旅行者安全確保事業	37 35	大阪府
	・観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・充実 ・市バス、地下鉄の案内表示等の多言語化	35	京都市
	・まちなか歩行環境の向上	14	金沢市
	・ユニバーサルデザインタクシー導入促進		福岡市
	・グラバー園旧三菱第2ドックハウスのデジタル映像導入等による展示リニューアル ・観光案内所運営費	独自	長崎市
観光資源の魅力の増進 (磨き上げ)	・水辺の魅力を活かした東京の顔づくり ・隅田川テラスの賑わいの創出、橋梁のライトアップ	独自 独自	東京都
	・大阪ストーリープロジェクト事業（観光コンテンツにストーリーを付して再編集） ・ナイトカルチャー魅力創出事業	独自 独自	大阪府
	・京町屋、文化財の保全及び継承 ・観光地周辺の無電柱化による景観の保全 ・「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進	5 39	京都市
	・歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信 ・伝統芸能の支援 ・食文化の継承、振興	19 53、29 8	金沢市
	・歴史、文化に配慮した道づくり		福岡市
	・サステイナブルツーリズムの提供 ・体験商品・長崎グルメ情報の提供 ・長崎さるくの推進 ・ナイトタイムエコノミーの推進	8 14	長崎市

施策項目	事業例	盛岡市アクションプラン関連項目	自治体
国内外への情報（魅力）の発信	・アニメ関連観光情報等発信事業	51	東京都
	・国内外からの誘客促進事業	52	大阪府
	・海外への情報発信強化	51	京都市
	・観光、文化コンテンツの発信力強化事業	51	
	・客層に応じた旅のコーディネート、PRの展開	44、45	金沢市
	・祭りの魅力発信事業	51	福岡市
	・観光ワンストップサイトにおける情報提供 ・デジタル広告によるプロモーション ・日本新三大夜景情報提供	51 51	長崎市
MICEの振興	・MICE誘致の促進	6	東京都
	・MICE誘致対策	6	京都市
	・コンベンション誘致の促進	6	金沢市
	・国内を代表するMICE拠点の形成		福岡市
	・MICE向けコンテンツの充実	6	長崎市
来訪者、市民双方の満足度の向上	・市バス、観光地等における混雑への対応強化 ・観光客の集中緩和に向けた取組み ・民泊対策事業		京都市
	・交通混雑の解消と安全な歩行環境の確保 ・ポイ捨てなどの迷惑行為の防止		金沢市
緊急時の対応等	倶知安町宿泊税基金	—	倶知安町
	福岡県宿泊税基金	—	福岡県
	観光交流基金積立金	—	長崎市
宿泊税賦課にかかる経費	特別徴収義務者に対する特別徴収交付金（奨励金）	—	全自治体

※1 第1回宿泊税検討委員会での意見から

- ア 宿泊客も宿泊税を払うけれども、それによってまちの観光が盛り上がって、いいまちにもう一度来たいと思える、ホテル側も、色々大変ではあるけれど、これによってリピーターが増えたとか良い効果がもたらされないと、宿泊事業者の負担・懸念を払拭は解消されない。宿泊税の使い道を検討するにあたっては、実際に徴収事務を担う宿泊事業者にもしっかり恩恵があるような進め方をして欲しい
- イ 宿泊税の使途としては、やはり盛岡の宿泊客の増加に繋がるということが大前提なので、そのような事業に活用して欲しい
- ウ 予約管理等を行うPMSと呼ばれるシステムは基本的には改修しなければならない。
- エ 宿泊税を導入した場合、宿泊税をOTAの予約料金に含めて徴収するのか、別途現金で徴収するのかという選択が出てくるであろうし、それだけでなく、宿泊税の項目に対する領収書を発行しなければならない。実際に積み上げると手間や人件費がかかる。導入するとなれば、手数料や人件費などそれに見合う補助や還付金を検討して欲しい

※2 宿泊事業者説明会での意見交換から

- ア 税額や使途はこれから検討委員会等において形になっていくものと理解している。くれぐれも、現在の4億ある観光費の予算の振替えとならないようにしていただきたい
- イ 宿泊税導入となった場合は経費について必ず補助していただきたい
- ウ インバウンドを増やしていくのであれば花巻空港に様々な国の便を就航させればよいと思うが、それだと逆に1億の税収増では足りない気もする。そういういった様々な面も考慮しながら議論を進めて欲しい

※3 先行自治体などにおける状況・課題

ア 長崎県長崎市

令和5年度に導入したが、宿泊税事業の効果の見える化が課題と認識している。PRのために「この（事業）は運営費の一部に宿泊税を活用しています」などの文言を、観光案内所の入り口やインターネットサイトに表示するという工夫をしている。導入直後は、まずは長崎に来てもらうことを優先し、プロモーション事業に重点を置いたが、今後は受け入れ環境整備にも注力していかなければならない

イ 福岡県福岡市

観光部門が行う事業だけでなく、観光利用が多い駅でのエレベーター設置や各課等の業務の観光客向けの翻訳業務などにも活用している

7 特別徴収事務交付金

いずれの自治体も、宿泊事業者の事務負担を考慮し、特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者である宿泊事業者に対して、奨励金や報償金を交付しています。

導入から5年間は特例の加算措置を設けている自治体が多く、それに加えて独自の加算措置を設けている自治体もあります。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
特別徴収に係る交付金	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報償金	宿泊税報償金	宿泊税報償金	宿泊税特別徴収報償金
交付額	納付された金額の2.5% 【上限100万円】	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う更正等が生じたとき 納期内完納額の1.0%	納期内納入額の2.5% 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和5年度までは納入月1月につき1,000円を加算 【上限50万円】	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5% ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う更正等が生じたとき 納期内完納額の1.0%	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% ※令和6年度までは交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、0.5%を加算 【上限200万円】	納期内納入額の2.5% 【上限50万円】
特例措置	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	導入から5年間は+0.5%	なし

【検討】

(1) 特別徴収事務交付金

特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、先行自治体と同様に、特別徴収に係る交付金等を支給することについて検討する必要があります。

なお、交付金の割合は、現状、多くの先行自治体において納付額の2.5%となっています。

※1 第1回宿泊税検討委員会での意見

ア 宿泊業界とすれば、導入してみて始めてわかる負担や大変さもあるのではないかと考えている。市から宿泊税導入検討の説明があり、事業者間でも感想などを聞いたりしているが、クレジット決済に係る手数料の負担や、宿泊税の領収書が欲しいといわれた時の手間などの負担についての声を聞く。宿泊税を導入することで生じる人件費への手当や、宿泊税の導入後に出てきた課題への対応も含めてしっかり検討して欲しい

イ 仮に宿泊税 200 円を導入したとして、宿泊料金が 10,000 円だとすると、宿泊客は 10,200 円をオンライン決済することとなり、その分の手数料は事業者が負担しなければならないのではないかと考えている

ウ 市街地のホテルにおけるOTA予約の割合は約8割程度に達しており、その8割のうち約半分程度がOTA内での事前決済である。宿泊税を導入した場合、宿泊税をOTAの予約料金に含めて徴収するのか、別途現金で徴収するのかという選択が出てくるであろうし、それだけでなく、宿泊税の項目に対する領収書を発行しなければならない。実際に積み上げると手間や人件費がかかる。導入するとなれば、手数料や人件費などそれに見合う補助や還付金を検討して欲しい

※2 宿泊事業者説明会での意見交換

ア 先進導入した自治体の宿泊事業者から聞いている話だと、一人一人から徴収するため、宿泊料金に宿泊税が加わった全体額にクレジット決済などの手数料がかかると聞いている。また、コロナ期の盛岡の宿応援割の際は補助金がもらえるとのことで、みんな頑張って手続きしたと思うが、今回は税を納めるということなので、従業員の負担も発生するし経費もかかる。自動精算システムがあるところは、そのシステムに宿泊税を入れればよいかもしれないが、システムがないところはフロントで一人一人から徴収することとなる

※3 先行自治体などにおける状況・課題

ア 愛知県常滑市 納入額の 2.5%（総務大臣合意済み）

宿泊税検討委員会においては納入額の6%で検討報告を行ったが、総務大臣協議の結果 2.5%での同意となった

イ 北海道ニセコ町 納入額の 5%（総務大臣合意済み）

地域の特色上、他自治体と比べてインバウンド観光客の割合が非常に多く、フロントにおける説明の負担が大きい。宿泊事業者の多くがグリーンシーズンと冬とで入込数等に大きな差がある。また、宿泊料金が高額な施設が多いために、税率を5段階の設定にしており、事業者の負担が大きい

ウ 青森県弘前市 納入額の 3.5%（総務大臣合意はまだ得ていない）

宿泊税検討委員会において、交付率はクレジットカードの加盟店の年間売上高に応じた平均手数料率の最大値である 3.5%と結論付けた

8 制度の見直し時期

全ての先行自治体が、条例施行後、3年または5年を経過後に、施行後の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずることとしています。

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
見直し時期	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年ごと
見直し内容	・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、令和2年7月から9月までの間は課税停止。大会延期に伴い、課税停止期間を令和3年9月まで延長	・課税対象に簡易宿所および特区民泊を追加（平成29年7月1日施行） ・課税対象に住宅宿泊事業法に係る施設を追加（平成30年10月1日施行） ・免税点を1万円から7千円に引下げ（令和元年6月1日施行） ・万博の開催に伴い、令和7年4月1日から10月31日までの間は修学旅行生等を対象とし課税免除		・5千円の免税点を新設（令和6年10月1日施行） ・宿泊税特別徴収事務交付金の交付額を+0.5%とする特例措置を、令和11年3月まで延長					

【検討】

(1) 制度の見直し時期

社会経済情勢の変化等の勘案や宿泊税の導入効果の検証等により、一定期間毎に制度内容を見直す必要があり、先行自治体の状況や宿泊税活用事業の実施及び効果検証に要する期間なども踏まえて、見直し期間について検討する必要があります。

※ 1 第 1 回宿泊税検討委員会の意見

ア 先行自治体は 3 年または 5 年程度毎に制度の見直しを行っており、盛岡市も同様に見直し規定を設けるものと思われるが、その際は制度内容だけではなく廃止も含めて検討できるようにした方が良いと思う。宿泊事業者の中には宿泊税導入による影響を心配する声もある